

水稲も収支計算が必要ですよ！

農業所得のうち水稲以外（販売野菜・転作作物など）は、収支計算により申告していただいていたと思いますが、平成18年分（平成19年申告分）から農業所得標準が廃止になり、水稲も収支計算により申告していただくこととなります。

収支による計算方法は、収入金額から必要な経費を差し引いた金額が所得になります。収入金額・必要経費とも明細の分かる書類が必要になりますので、その年の1月から12月までを1年として保存し、収支内訳書を作成していただきますようお願いいたします。

具体的には、預金通帳のほかに、収入関係では出荷伝票、共済金・奨励金・補助金の通知、カントリーエレベータの精算書などがあります。経費関係では請求書と領収書、JA（農協）の購買明細書などです。

なお、収支内訳書を作成されていない場合は、平成19年2月から実施する「確定申告相談」にお越しいただいても、相談受付ができませんのでご注意ください。

町では、農業所得の内訳書を作成するための記帳相談会を、下記のとおり開催します。

収支計算記帳相談会

◆とき 12月6日(水)

◆ところ 林業センター ホール

【午前の相談】

午前10時から正午まで

【午後の相談】

午後1時から5時まで

【夜間の相談】

午後6時から8時まで

※予約受付は行いません。

◆持ち物 農業に関する書類（領収書など）を科目ごとにまとめ、集計してご持参ください。

※平成18年分所得を青色申告される方や既に収支計算による方法で申告されている方、農業をやめられた方、作付け面積が3反未満の方は、ご参加いただくことなく結構です。

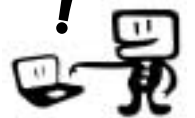
◆問い合わせ先

税務課 住民税担当

☎6570 有線5093

11月11日(土)～17日(金)は「税を考える週間」です

申告も納税も、パソコン(e-Tax)で！



e-Taxとは、国税電子申告・納税システムのことです。あらかじめ登録すれば、自宅やオフィスからインターネットで国税に関するさまざまな申告や納税・申請ができ、税務署などに何度も出かける必要がなくなります。

e-Tax利用の流れ

自宅やオフィス、税理士事務所などから



申告

納税

申請・届出

所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税

全税目

インターネット

e-Taxでらくらく送信

※e-Taxを利用するには、事前に開始届出書の提出、電子証明書の取得などが必要です。

◆詳しくは

e-Taxホームページ

www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。